

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(平成28年第2回定例会)

筑西市議会

総務企画委員会 会議録

1 日時

平成28年6月20日（月） 開会：午前10時 閉会：午前11時48分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 請願第2号 憲法違反の安保法制の廃止を求める請願
議案第41号 工事請負契約の締結について
議案第43号 筑西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第45号 平成28年度筑西市一般会計補正予算（第1号）のうち所管の補正予算
-

4 出席委員

委員長	榎戸甲子夫君	副委員長	田中 隆徳君			
委員	仁平 正巳君	委員	尾木 恵子君	委員	箱守 茂樹君	
委員	藤川 寧子君	委員	赤城 正徳君	委員	鈴木 聡君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 大山 知美君

委員長 榎戸 甲子夫

○委員長（榎戸甲子夫君） おはようございます。ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後、執行部に入室していただき、契約議案1案、条例議案1案、補正予算議案1案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） それでは、まず請願第2号「憲法違反の安保法制の廃止を求める請願」であります。

この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付してあります。

なお、この請願は、請願提出者からの議会参加申し込みがありましたので、説明と意見等の陳述があります。

それでは、説明と意見等の陳述を願います。よろしく願います。

○請願提出者 皆さん、おはようございます。私、戦争法の廃止を求める筑西市民の会代表の〇〇と申します。よろしく願います。

さて、このたび政府は、戦争法、いわゆる安全保障法ですか、これを強行可決、成立させてしまいました。この中身は、集団的自衛権の容認ということで、これは同盟国が戦争を始めた場合に、その戦争に自衛隊を参戦させる、こういう中身を持っているわけであります。この集団的自衛権は、明白に憲法9条、すなわち国際紛争の解決の手段として武力に訴えない、この理念に真っ向から反するものであります。そういうことで、各界各層の市民連合が、この法案に反対している、そういう状況であります。これにより、これまでの70年築いてきた平和国家、これが180度転換して戦争する国家になってしまったわけあります。これは到底許すことはできないのであります。

翻って、そもそも政府は、現憲法を守り、その理念を現実の政治の中に生かしていく、そういう責任と義務があるわけです。ところが、現在やっていることは、それに全く反することでありまして、これはそもそも政治をする資格があるのかと問わざるを得ません。そういうことで、このたびの戦争法廃止を求める請願ですね、十分議会においても議論を尽くしていただいて、ぜひとも国会のほうに、政府のほうに意見書を提出していただきたい。よろしく願います。

以上であります。

○委員長（榎戸甲子夫君） ありがとうございます。

では、説明者の方は退席願います。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 傍聴席のほうに。

○請願提出者 傍聴席、何か質問があれば受けたいのですが、それは傍聴席行ってからでいいのですか。

(「……聴取不能……」と呼ぶ者あり)

○委員長(榎戸甲子夫君) 質問ありますか。

(「……聴取不能……」と呼ぶ者あり)

○委員長(榎戸甲子夫君) では、そのまま結構です。

では、ただいまの陳述に対して質問ございますか。

仁平委員。

○委員(仁平正巳君) まず、この憲法違反の安保法制の廃止を求める請願というお題目ですが、国会、あるいは世論の中で、一部の政党、あるいは一部の方が戦争法という呼び方をしていることは、戦争法とは、政府はどこにも書いてないし、まず題目が違うと思います。あくまでも、これは安保法制という言い方でやっていただきたいと思います。

それから、この安保法制が仮に成立してしまいますと、直接日本国が戦争に結びつくという言い回しは、若干論理としては無理があるかなと感じました。質問に値するかどうか分かりませんが、私の意見です。

○委員長(榎戸甲子夫君) 意見ですね。

尾木委員。

○委員(尾木恵子君) まず、この請願書ですね、誰も本当に戦争というのは、もちろん反対というのは当然のことですけれども、その前提に立ちまして、まずこの要旨の中で、日本国憲法で禁じられている集団的自衛権の行使をできるようにした安保法制ってあるのですけれども、どういう点で集団的自衛権の行使をできるようにしたというふうなことを言っているのか、まず具体的に伺いたいと思います。

○委員長(榎戸甲子夫君) ご答弁願えますか。

○請願提出者 はい。

○委員長(榎戸甲子夫君) はい、どうぞ。

○請願提出者 名称についての意見なのですが、中身を詳しく精査していきますと、紛れもない戦争する法律なのです。ですから、具体的にそのことの本質をあらわす戦争法という形で我々は対峙しておるわけでありませぬ。

それから、どういう点で集団的自衛権が戦争に結びつくかということですか。

(「……聴取不能……」と呼ぶ者あり)

○請願提出者 (続) いや、集団的自衛権というのは、我が国が攻撃されていないにもかかわらず同盟国の戦争、その同盟のよしみをもって戦争に参加すると、こういうことですよ。

○委員長(榎戸甲子夫君) 尾木委員。

○委員(尾木恵子君) わかります。集団的自衛権というのは、そういうことで、要するに攻められないにもかかわらずやるということですよ。でも、今回のこの安保法制の中には新3要件というのがつけ加えられて、結局は本当は攻められないときにやるというのではなくて、その新3要件という部分をご存じですよ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員(尾木恵子君) (続) その部分の新3要件の中には、要するに我が国に対する武力が、例えば発

生した場合のみならず、今回その集団的という部分に値するのは、他国に対する武力攻撃が発生したときは、我が国の本当に日本がですね、よその国がやっているときに日本が攻撃される可能性があるというか、本当に私たち日本人の国民とか、そういう生命ですね、自由とか、あと幸福権の権利が本当に脅かされる、明確な危険が生じた場合とかということに限られるということで、あとはほかに、本当に武力攻撃の、それ以外の方法がないときとかという、本当に3要件には集団的自衛権という名前ではなくて、今回この憲法9条のもとで、個別的自衛権の第9条のもとで、ではどれだけ憲法の範囲内で自分の国を守れるかという部分を決めた、本当に今回の法案だと思うのです。

ですから、攻められていないにもかかわらずという部分には、私、値しないのではないかなと思うのですよ。この新3要件がよく理解できれば、今回のこういう日本が何の危険もないのに攻めるといふ、同盟国が戦争を始めたから、では一緒になって戦わなくてはいけない、戦争に行かなくてはいけないという、そういうものではなくて、今回自衛隊が出動するにも新しく3つの条件が整えられましたし、そういうふうに安易なものではないのではないかなと思っておりますので、ちょっとその辺が納得できないので、私の意見としては、そういう意見です。

○委員長（榎戸甲子夫君） どうぞ。

○請願提出者 尾木さんが言われていることは、個別的自衛権の中に入ってくる範疇の話なのです。ここで言っていることは、我が国が攻められていないにもかかわらず、同盟国のために戦をする、これはアメリカからも要請があるわけですね。兵員輸送なんて、そんなものではなくて、実際に実戦部隊をよこせと、こう言われているわけですから、その意に沿うように憲法に反する、この集団的自衛権を容認してしまったわけですよ。これは明白に憲法を蹂躪する、立憲主義否定ですよ。これはおわかりですよ。

それで、具体的に言いますと、南スーダンにPKO法に基づいて自衛隊が派遣されるわけです。今度は、そのPKO法の中身が変わりまして、住民保護という名目で参加して、住民が危険にさらされたら発砲してもいいのだと、つまり戦争をやれと、やってもいいのだと、こういうふうに中身が変わってきているのですよ。これまでの占領地域の監視の役目ではなくて、一步踏み込んで、実戦してもいいのだと、戦ってもいいのだと、こういうふうになっているのですよ。旭川の師団は南スーダンに派遣されて行っていますが、全員が遺書を書かされているのです、これは。いついかなるとき、戦争になるかわからない。したがって、司令官は自衛隊員に遺書を書かせているのですよ。こういう戦争の危険を、やはり現場の指揮官は感じ取っているのですよ。こういうことを集団的自衛権の名のもとに自衛隊を参戦させるのはいかなものかというのが私どもの趣旨であります。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 安倍内閣が2014年でしたね、集団的自衛権の閣議決定ということをやりましたよね。その1年後、今度は安保法制を強行したわけなのだけれども、その経過の中で、いわゆる今まで集団的自衛権は認めなかったけれども、今度は内閣法制局長官もかえたりしてやってきているのですが、その辺はどうなのですか。その経過、ちょっとお教えいただけますか。経過を、こういうふうな大きな転換になったのだということをおひとつ。

（「それは我々の、市民……」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） ちょっと待ってください。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（鈴木 聡君） 認識ですか、その辺ちょっと教えてもらいたい。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○請願提出者 それは私どもの団体が結成された、その経過ともかかわってくる質問ですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○請願提出者（続）正確には、多分5月ごろだったと思うのですが、その集団的自衛権についての論戦が盛んになってきて、これは当初下館の憲法9条を守る会、一つの団体でやっていたのですよ、署名宣伝を。このままいったのでは、これは大変なことになるというので、ほかの団体に呼びかけまして、5つの団体で、その後この署名宣伝行動をやるようになったのですよ。とにかく世論に訴えて、これは危険だということを、やはりわかてもらわなければならないのでね。具体的には、5つの団体というのは、下館9条を守る会、それから年金者組合下館支部、それから平和委員会、それから新婦人筑西支部、それから共産党、5つの団体で市民の会を結成して、大体月に2回、あるいは3回、署名宣伝行動をずっとやってきたわけです。以上のような経過でよろしいですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） はい。あともう1つ、今度の安保法制、我々は戦争法と呼ぶのだけれども、正式には安保法制ですよ。その中で、よく後方支援だから安全だと政府は言うのです、安倍さんを初めとしてね。本当に後方支援というのは、戦争ではなくて、本当に後ろのほうで弾の補給したり、燃料の給油だとか、食料を運んだりとか、そういう一般的な話ではよくわからないので、今の戦争の、世界各地ではありますよね、やっているところ。そういうときに後方支援は本当に安全なのか、弾薬の輸送とかね、そういうふうに政府は言うのですけれども、その辺どうなのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○請願提出者 今質問のあった後方支援というのは、いわゆる補給に関する軍事作戦、作業ですよ。やはり戦の鉄則というのは、もう補強部隊をたたくというのが鉄則ですから、これはまず真っ先に補給部隊、いわゆる後方支援の部隊が狙われるということになると思うのですよ。現にイラク戦争でサマワに自衛隊が駐屯しましたよね。ここは安全な地域だから大丈夫だということで、駐屯したわけですよ。ところが、そこには迫撃砲がぶち込まれ、ロケット砲がぶち込まれ、とにかく一触即発の事態になったわけでありますよね。ですから、後方支援だから安全なのだというのは、いわゆる詭弁ですな。一番最初に狙われるというのが自衛隊の幹部の言っていることです。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 今回の請願の表題なのですが、憲法違反の安保法制というふうになっているのですね。まだ憲法違反か違反でないかは、裁判で決めることで、まだ決定はしてありません。そういう中で、憲法違反の疑いのあるとか、多くの憲法学者が憲法違反と言っている安保法制とかという言葉にすれば、

もっと市民がわかりやすいし、抵抗を持たないと思うのですね。議員の中でも、そういう感覚はありました。そういう言葉の使い方というのを、やはりなるほどと思えるような使い方をしないと、私はこの趣旨には賛成です。もちろん二度と戦争しない日本ということには大賛成なので、そういう気持ちがたくさんいらっしゃる方もあるのですけれども、憲法違反という頭から決めつけるような物の言い方というのは、やはり市民受けがしないという部分があるから、そういうところ、もし直せるものなら直してもらいたいと思います。

それから、私が懸念するのは、安保法制の中で、親密な関係のある国が、戦争が起きたら後方支援とかという、その親密な関係のある国というのは曖昧なのです、限定されてないのです。そういう曖昧さのある法律で、しかもいろいろあるのですけれども、いざ戦争というか、緊急事態になったら、国会を開かなくても内閣で方向性を決められるという、そういう危ない部分があるのです。日本国憲法に基づいて日本は全ての法律は運営されているので、そういう憲法もとの国会というのを無視するような形の国の定め、行動に対しては、かなり危険性を伴うので、私は、それに対しては反対です。

そういう意味では、こういう請願に対しては賛同するのですけれども、それからもう1つ、これに書いてありますけれども、中身を細かく議論しないで、まず法律を多数決で決めてしまったというやり方に対しては納得しない国民はたくさんいると思います。そういうところをもっと丁寧に説明していただいていたほうが、国民としてはわかりいいのかなと思います。意見のほうが多いのですけれども。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○請願提出者 今回2番目に登録させていただいています〇〇と申します。よろしくお願いします。

個人的には、今こちらの藤川委員さんのおっしゃることは、全く同感でありまして、この題名を憲法違反の疑いのあるということに直してもいいのではないかと考えています、個人的には。この場で直せるなら、会長さん、代表の承諾が得られればね。

それとあと、私として、ここに参加させていただいて、今話が出ました後方支援ということで、私もそこが一番気になっていることなものですから、ちょっと一言だけ言わせていただきます。後方支援、安倍さんは兵たんとかという言葉でいうのとか、後方支援ということで、昔戦争の、70年以上前の第2次世界大戦の中で、有名なインパール作戦という、年輩の方はご存じだと思うのですけれども、その中で、あれは安倍さんのおじいちゃんが軍部で活躍していたころですよ。

だから、あのころインパール作戦で9割、本当に大部分の、何十万という方が餓死したのです。というのは、後方支援、兵たん活動、あのころの軍部の親分というか、司令部の方は、全然考えていないのです。あのころの司令は何だったのか、食料や、そういうのは現地で調達してこいということだったらしいのです。私もいろいろな本を読んでいる中で、そういうふうな軍部の流れというのは、もう本当に戦争というのは、現場で調達してこいといって当たり前のような状況が、安倍さんの今回の国会の話を聞いてみると、兵たん活動、後方支援活動というのは、本当にないがしろにしているのではないかなという、その昔の軍部のあり方が、そっくりあの人には頭の中であって、後方支援というのは、戦争には関係ないのだみたいな頭があって、非常に私は驚いたというか、そういうことを今でもまだ、何の反省をしたのだろうかということを実際に覚えています。

だから、あの戦争で、日本の軍部の方がインパール作戦にかかわらずガダルカナル諸島とか、ああいうところでも本当に大部分の人が餓死ですね。あとは、フィリピンの中でも本当に生き残った横井庄一さんとか、誰かいましたけれども、本当に一部の方であって、大部分の方が餓死なのです。結局あの戦争、70年前の戦争は後方支援、兵たん活動をないがしろにして、お国のため、天皇陛下のために行っていくと言われて、本当に「天皇陛下万歳」と言って死んだのか、そうではないと思うのです。そう思わされてやってきたということですね、それが本当に亡くなった先輩方を我々は思うたびに、その問題をやはりきちんと考えていただいて、今度のです、今、提案ありましたように憲法違反の疑いのあるという……

(「……聴取不能……」と呼ぶ者あり)

○**請願提出者** (続) はい。安保法制の廃止を求める請願ということで、どうぞご審議のほどお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

仁平委員。

○**委員(仁平正巳君)** 先ほどからの話をお聞きしますと、いかにも戦争するのだというような極端な考え方というか、ご意見が多いのですが、国というのは、国家、国民の命、それから領土、主権を守るのが国の役目だと思うのです、どこの国も。この法律が立場によって、政府、自民党ですか、この法律を成立させているところなのですが、自民党だって、戦争は絶対してはいけないと言っているわけです。戦争を抑止して、世界の平和と安全に貢献する法律なのだという立場で成立をさせているわけなのですが、現実の問題としては、71年前の話を今ここでされても、ちょっと的が違うと思うのですよ。

現実の問題としては、最近では北朝鮮の弾道ミサイル、あるいは尖閣諸島の問題、それから北朝鮮の拉致問題、北方領土の問題、日本は今までもずっと竹島問題も含めて話し合いで、平和的に解決しようとしても、現実には仮想敵国といいますが、敵国であるのは、日本の領海、領空をどんどん侵犯したりしている中で、では誰に頼って我が国を守るのだと、やはり自分たちの国は自分たちの力で守るといふ、平和的に守るといふ、そのやり方をこの法律でやろうとしていると思うのですよ。ですから、一概にこの法律で戦争するのだというふうに結びつけていくのは、ちょっと無理があるのかなと私は思います。

○**委員長(榎戸甲子夫君)** ○○さん。

○**請願提出者** 皆さん、こんにちは。私がきょう参考人として参加させていただきましたのは、参考人として出たい人はたくさんいたのです。だけれども、そういう中で、私はちょうど終戦の年に生まれたのです。戦後70年続いてきた、この平和憲法が、ここで大きく変えられると。先ほど藤川委員も言われましたけれども、非常に曖昧な中身が多くなっていると。それで、多数決で国会は決めてしまったということが出されましたけれども、私も9月15日の国会の状況は、あの前後、その日も含めて国会に行ってきました。その取り巻く大勢の人たち、若いSEALDsの人とか、ママの会の人とか、皆さんも報道でご存じだと思いますけれども、やはりこの中身は大変な中身を持っていると思うのです。そういうこともありまして、私はここに参加をさせていただきました。

それで、署名をとってくる中で、印鑑つきの署名というのは相当重みがあるし、逆に私たちがとっていく上では、お願いしていく上では非常に労力というか、一生懸命の中身で集めてきたというか、お願いし

てきた署名なのです。同時に国会に向けて衆議院、参議院の議長宛てに同様の署名をとったのですが、こちらは署名なしなのです。ですから、私たちが取り組んでくる中では、署名なしの国会の数のほうがずっと多かったのですけれども、しかし……

○委員長（榎戸甲子夫君） ○○さん、この内容について語ってください、イメージではなくて。

○請願提出者 はい。そういう中で、やはり集団的自衛権行使を容認したというのは、非常に中身を脅かしている、市民の平和の問題を脅かしていると思うのです。ですから、相当の勇気を持って皆さんが署名してくれたということを、ぜひ皆さんにもしっかりと受けとめていただきまして、これを意見書として国に上げていただきますようにぜひお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 私、今の仁平委員に反論するわけではないのだけれども、北朝鮮の弾道ミサイルの話や中国の領海侵犯の話が出ましたけれども、そういう軍事の、そういったエスカレート、軍事対軍事で、もしそういうことで解決するのだったら、これはもう戦争ですよ。そういう事態が起きないように、いわゆる東南アジア、ASEANとか、それから北東アジアの、そういった6カ国協議、こういうものが世界の中であるわけだよ。だから、もう軍事対軍事で対抗していったら、とどのつまりは戦争ですよ。だから、そういう時代ではないですから、やはりいろいろな平和機構の中で話し合っていくということが私は必要だと思うのですが、その辺どう思いますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） ○○さん。

○請願提出者 今、鈴木委員から言われたように武力対武力でいくと、エスカレートして、これはもう破滅に至るということで、その発想はもう時代おくれの発想ですから。やはり現在東南アジアでは東南アジア平和協力機構というのが存在しているのですよ。年に数千回も議論をして、もめごとの基本は話し合いで解決するのだと、これを実践しているのですよ。これがやはり委員長はお笑いになっているようですが、基本なのですよ。

それで、日本も平和憲法を掲げているのだから、東北アジアでも、中国と韓国と一緒にあって平和友好協力機構みたいなものをつくって、率先して話し合いで解決する、その基本姿勢を発揮してもらいたいのですよ。それがやはり平和国家日本の責任ではないかと思うのです。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この安保法は、私たちの代表者である国会議員さんが110時間にも及んで審議しました。そして、あのような採決をいたしました。そして、今の世界、世の中の状況を見ますと、先ほど仁平委員さんが言いましたように尖閣諸島周辺、それも我が国の領海を今侵犯されております。そういうところに、または先ほど鈴木委員さんが言ったように武力対武力というならば、核を持っている国には勝てません。だが、あの核は抑止力で、あの核を使ったら、世界はもう終わりになってしまいます。そういう意味合いにおいて、この安保法も、日本の国の抑止のために私は必要ではないかと、こう思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） ○○さん。

○請願提出者 先ほど委員さんのほうから話があったようにミサイルですね、非常に怖いですよ、実際

飛んできたら怖いですよ。それで、ミサイルは誰もが怖い。だけれども、もっと怖いのは、ミサイルが日本の原発に落とされたらどうなのでしょうかとということですね。だったら、安倍さんは本当に日本の国を守るつもりはあるのでしょうかと私は聞きたいですね。原発を動かしておく、廃炉にさせる準備をしていれば、まだミサイルを撃ち込まれてもあれですよ、万が一ですね、ミサイルを撃ち込まれる、怖い、怖いとおきながら原発を保護している、この国の指導部のあり方が私は本当に信じられませんね、原発を動かしたまま、ミサイルが万が一飛んできたら、まず日本を守るためには原発でも、そういうことでも、通したまま今の軍備だけで解決するというのは、ほかの国でやるかもしれないけれども、やれば飛んできます。ますます危ない状況にあると思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにありますか。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） 説明者の皆様、ご苦労さまです。1点だけちょっとお聞きしたいのですが、この請願書の市民の会とございますが、ほか代表さんのほかに1,603名の方が載っておりますが、この方は、この会員の皆様方なののでしょうか、それともその請願に対しての署名をされた皆様なののでしょうか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） ○○さん。

○請願提出者 この署名をしてくださった方々は、市民の会の会員だけではないのです。ほとんどが一般の市民の方で、実情を訴えると、こういうふう印鑑まで押して署名してくださったのです。ですから、会員以外の方が大多数です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 私も皆様のご意見をお伺いして、ただここで私の意見とか、思いなんかは申しませんが、考え方だけ、ちょっと私1点あれなのですが、私は、この解釈改正ではなくて、私は改憲で、改正でやるべきだったと今でも思っているのですが、ただこれは例えばの話、いつも総務で出るので、教育予算の拡充とか、そういった請願と全然、憲法にさわっているような話なので、そこから考えますと、やはり当然ご存じのように議員さん、衆参合わせて3分の2ですか、国民におりてきて、それで過半数ということから考えますと、これは出す以上は筑西市議会の総意として出すことですので、確かに○さんおっしゃったように署名された人の判ことというのは重いかわかりませんが、憲法改正から考えますと、その過半数、それを鑑みた市民の、この筑西市ですよ、我が市で、この数が本当に憲法の、これは法律を廃案ということですが、憲法にさわっていますので、私は総意として出すのは、もっと慎重にいくべきなのではないのかなと私は考えます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ○○さん。

○請願提出者 今のことですが、憲法問題だからといって3分の2というのは、これは国会の中で国民の3分の2以上という、そういうことだと思いますので、ここで審議をする上で、その条項が当てはまると思わないのです。

もう1つは、先ほどの赤城委員の中で、安保法制は国会で百何十時間という時間を費やして、それで決められたものなのだとということですが、あの状況は絶対に十分審議が尽くされたというようには言えない

というのが、これは私の個人の意見でもありますけれども、それは憲法学者や、それから司法の、それぞれの代表の人たちがみんな言っているのです。だから、こんなに全国で、この運動が盛り上がって、もう決まっているにもかかわらず、全国にこの署名が出て、2,000枚署名を集めようということで、今6月を最後として、まだ私たちもそれは続けているのですけれども、やはりそのことを考えると、国の大事な平和か戦争かと言われるようなことに関係して、私は今の運動の状況が、本当に日本のこれからの平和を、子供たちや孫たちの世代にしっかり手渡そうと。それは青年、一番多分田中委員さんなんかは若いですから、子供たちの中にあると思いますので、青年の未来と子供たちや孫たちの今後ということから考えても、やはり大事な問題だと思しますので、よろしくをお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 私に対してのあれだったものですから、一言だけ。私、この内容が思いとか、感情とかというのは置いといて、ただ筑西市議会の総意として出すには、この署名された重い、軽いというのは別な話で、これが適正なのかどうかというのは慎重に検討すべきではないのかなと、1,600人の方の署名というのがですね、それはわかっています。3分の2というのは国民投票ではないですから、過半数ではないというのはわかっていますが、この1,600人の思いが筑西市の総意だということには、もう少し慎重であるべきではないのかなという考え方でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、以上で説明者の退席を願います。

（「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、これより採決をいたします。

請願第2号「憲法違反の安保法制の廃止を求める請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手少数。よって、本件は不採択と決しました。

以上で請願の審査を終了いたします。

執行部の入室を願います。

〔執行部入室〕

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） ちょっと済みません。10分間休憩いたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時50分

○委員長（榎戸甲子夫君） では、会議を再開いたします。

6月17日に本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

初めに、市長公室です。議案第45号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち本委員会の所管について審査してまいります。また、議案第45号については、複数の部にまたがるため、各部の審査の終了後、採決をいたします。

それでは、議案第45号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち市長公室所管の補正予算について説明を願います。

まず、市民協働課から説明を願います。

石塚市民協働課長。

○市民協働課長（石塚弘美君） 市長公室所管の補正予算についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。歳入でございますが、款21諸収入、項6雑入、目6雑入、説明欄の60、コミュニティ助成事業補助金について160万円の増額補正をお願いするものでございます。これは筑西市国際友好協会が一般財団法人自治総合センターに助成申請をしておりました、コミュニティ助成事業の中の地域国際化推進助成事業分が本年3月31日に採択決定されたためでございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目6企画総務費、説明欄の地域国際化推進助成事業について、160万円の増額補正をするものでございます。これは歳入で説明したように筑西市国際友好協会がコミュニティ助成金を財源としまして、外国人のための生活ガイドブックを作成するものでございます。これに伴いまして、説明欄の上段にあります国際交流推進事業では、当初市において外国人のための生活ガイドブックを作成する経費として計64万8,000円の予算を計上しておりましたが、これを減額するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） ご苦労さまです。

質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） その金額並びに内容については、よくわかりました。外国人のための生活ガイドブックの中身はどういうふうにしていくつもりでしょうか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 石塚市民協働課長。

○市民協働課長（石塚弘美君） 内容なのですけれども、こちらは転入してきた外国人等に配布しまして、緊急時の連絡先ですとか、あとは通常、日常生活の中で当初困るようなことについての、そういう情報を盛り込んでいく予定となっております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 実は、茨城県では既に外国人のための生活ガイドブックを発行していますよね。それらを参考にして医療機関だとか、災害時だとか、生活、ごみの出し方とか、細かく言いますとね。そういうことを細かく何カ国語を予定していますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 石塚市民協働課長。

○市民協働課長（石塚弘美君） 国際友好協会のほうで作成する分にありましては、5カ国語を考えておりまして、英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語ということで、現在筑西市にいらっしゃる

外国人の人数の多い順からということで、その5カ国語を考えております。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） どのくらいの方がいるのですか、筑西市には。

○委員長（榎戸甲子夫君） 石塚市民協働課長。

○市民協働課長（石塚弘美君） 筑西市には大体約2,000人の外国人の方が今いらっしゃいまして、平成28年4月1日現在で一番多いのがフィリピンの方、次いでタイ、ブラジル、中国、韓国となっております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

以上で市長公室の所管について審査を終わります。

ここで執行部の入れかえを願います。ご苦労さまでした。

〔市長公室退室。総務部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では、総務部所管の審査に入ります。

初めに、議案第41号「工事請負契約の締結について」審査をしていきたいと存じます。

それでは、契約管財課から説明を願います。

日向契約管財課長。

○契約管財課長（日向裕次君） 契約管財課の日向です。よろしく申し上げます。

議案第41号についてご説明いたします。工事請負契約の締結についてでございます。

平成28年5月23日条件付一般競争入札（電子入札）に付した筑西市明野庁舎建築工事について、下記により契約を締結するため、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、

- 1 契約の目的 筑西市明野庁舎建築工事
- 2 契約金額 金1億7,690万4,000円
- 3 契約の相手方 常陸・萩原特定建設工事共同企業体
代表構成員 筑西市蓬田350番地4
株式会社常陸建設
代表取締役 飯島 賢一
構成員 筑西市大島79番地1
株式会社萩原建設
代表取締役 萩原 嘉徳

平成28年6月8日提出でございます。

なお、仮契約は5月25日に締結をしているところでございます。

次のページをお開き願います。筑西市明野庁舎建築工事の概要についてでございます。現在の明野庁舎は、耐震診断において国の耐震基準を満たしていないと診断されていることに加え、施設の老朽化が著しい状況でございます。そのようなことから、現在の敷地内に明野地区の中核施設として、地域の実情に応

じ、環境に配慮した支所機能及び非常災害時における防災拠点機能を有する新たな庁舎を整備するものでございます。

工事場所は、筑西市海老ヶ島1300番地で、現在の庁舎敷地内でございます。

工期は、本契約の効力を生じる日の翌日から平成29年3月10日まででございます。

対象建物は、鉄骨造平家建て、建築面積718.6平方メートル、延べ床面積656.64平方メートルでございます。

工事の内容は、建築本体工事でございます。

主な部屋の内訳は、事務室、待合、会議室1・2、小会議室、印刷室倉庫、書庫、サーバー室、男女更衣室、休憩室、男女トイレ、多目的トイレでございます。

次のページから図面関係でございます。明野庁舎整備事業と書いてあるほうを上にしてごらんいただきたいと思えます。2ページをごらんください。施設の配置図でございます。図面の上が北側になります。現在の支所敷地内の東側となっております。

続きまして、3ページが平面図でございます。主要な部屋の床面積でございますが、支所事務室、待合を含みまして、床面積は253平方メートル、会議室1が77平方メートル、会議室2が44平方メートル、小会議室が29平方メートルでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。立面図でございます。上段左から建物の東西の断面図、南北の断面図でございます。中段左から東側立面図、南側立面図、下段左から西側立面図、北側立面図でございます。

続きまして、5ページをごらんください。こちらが明野庁舎の完成予想図となっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 本会議において鈴木委員のほうからある程度質疑があつてわかっているつもりなのですが、確認をしたいのですけれども、この条件付一般競争入札（電子入札）なのですが、この条件とは、まずそれを1点お尋ねします。

続いて、参加業者は、たしか4JVとお聞きしましたが、それで間違いないか。それで、参加業者の建設に関するランクづけは、どういうランクのものを参加させたのか。

それから、予定価格と最低制限価格は設けたのか。その点について、まずお尋ねします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 答弁願います。

日向契約管財課長。

○契約管財課長（日向裕次君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目でございます。参加の条件でございますが、今回の条件につきましては、2者で構成する特定建設工事共同企業体を参加条件としてございます。参加業者数でございますが、4JVでございます。1つ目が常陸・萩原特定建設工事共同企業体、2つ目が田中・マルイ特定建設共同企業体、3つ目が小葉・龍田特定建設共同企業体、4つ目がアキラ・中山特定建設共同企業体の4JVでございます。

続きまして、ランクづけでございますが、代表構成員となるものにつきましては、筑西市内の本店で登録し、建築一式工事における筑西市のランクAで、特定建設業の許可を有するものであることとということでございます。また、構成員となるものは、筑西市内の本店で登録し、建築一式工事における筑西市のランクAで一般建設業の許可を有するもの、またはランクBであることとしてございます。また、予定価格につきましては、設定がございまして、事前公表ということで1億8,000万円という予定価格を設定してございます。

続きまして、最低制限価格についてでございます。工事、製造、その他について、請負契約において当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをしたものうち、最低価格をもって申し込みをしたものを落札者とするものということになっておりまして、本市の場合、最低制限価格の運用といたしましては、建設工事は5億円以上、ただし解体工事は500万円以上に設定してございます。また、測量設計コンサルタントは、全ての事案に現在設定しているところです。その他業務内容を勘案し、粗悪な成果物のおそれがあるなどの場合は適宜対応しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、今回は、最低制限価格は設定しなかったという認識でよろしいですね。それで、この1億七千六百何がしは税込みの金額なのか。

それと、もう1つ、2ページの一番南の地図でいいますと、一番下ですね。南の端に今まで倉庫として使用していた土地は返却をすると、契約が平成31年に切れるということで、お伺いしておりますが、現実的には29分団の消防詰所が、まだ比較的新しく、この敷地内に建っております。予定では、27年後の建てかえ予定だというふうに本会議でお聞きしておりますが、その消防詰所をどうするのか、これについてお尋ねします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 日向契約管財課長。

○契約管財課長（日向裕次君） まず、請負金額の1億7,690万4,000円につきましては、こちらは税込み価格となっております。また、明野支所の敷地内にある借地でございますが、委員さんご指摘のとおり、現在消防団の29分団詰所が建てられていることもございますので、今後検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） それでは、もう一点だけ。今後検討していくというのは、そのまま残していくように検討していくのかどうか、まずそれね。

それから、確認ですけれども、この請負金額の中には既存の庁舎の解体工事費は含まれていませんね。お願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 日向契約管財課長。

○契約管財課長（日向裕次君） 詰所のほうは残すのかということにつきましては、市民環境部の防災安

全課のほうとの関連もありますので、私のほうからは、ちょっとお答えすることは今できません。また、解体工事につきましては、建物が完成後、次年度になりますが、解体工事は別に発注する予定でございます。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは設計は桂設計なのですが、これはいつごろ、どういうふうな契約でやったのですか、幾らなのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 日向契約管財課長。

○契約管財課長（日向裕次君） 設計につきましては、平成27年度に指名競争入札、電子入札で行っております。契約金額につきましては、税込み689万400円でございます。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 何%ですか。

○契約管財課長（日向裕次君） ちょっと今資料がないのですが、たしか40%弱ぐらいの落札率だったと記憶してございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） よく明野地区の工事というのは、桂設計がちょいちょい出てくるのだけれども、何か伝統でもあるのけ、これは。

○委員長（榎戸甲子夫君） 日向契約管財課長。

○契約管財課長（日向裕次君） 現明野庁舎も桂設計がやっているというふうに聞いてございます。

（「伝統でもあんのけ。まあいいですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 1点お伺いします。

2ページなのですが、これはイメージしていただきたいのですが、駐車場の普通乗用車が縦列駐車してあったイメージをしたときに、多分これからコミュニティバスとか、また老人クラブの大型バスなんかが入ってきたとき、これは入り口から入ってきます。この先のほうにキンモクセイなんて書いてある、ロータリーぽいのがあるのですが、ここで回転できるのかどうか、それと外周を回るのも、ちょっときつような感じが、これは見て受けるのですが、ちょっとその辺お伺いしたいと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 日向契約管財課長。

○契約管財課長（日向裕次君） コミュニティバスというお話が、回転できるのかということでございますが、キンモクセイの分で、ちょっと大きさはわかりませんので、回れるかどうかというのは、ちょっと確認できませんが、頭を入れてバックしながら出ることは可能だと考えてございます。また、こちらにございます駐車場部分につきましては、特に縁石等設けてございまして、フラットな状態でございますので、そういった部分で回転もできるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） フラットだということなので、車をとまっていなければ中でUターンはできると思うのですが、とまっていると、なかなか厳しいのかなと。右側に地図で見ますと、防火水槽の上にグリーンベルトみたいな緑地帯がございますが、場合によっては、例えば協和支所なんか入って行って出口は2カ所ありますので、そのまま抜けられるのですが、ここはこの本庁舎と一緒に、1回入ってきて、同じところから出るということになると袋小路になってしまうので、少なくとも大型バスが路駐にならないようになっていますけれども、中でUターンできるような、または縦列駐車でもバスが防火水槽のほうに触れるような少しスペースがないと、これから老人クラブなんか大型を使ったときに不便なのではないかなと思うので、そこのところの改善が、多分設計変更というのは幾らでもできると思いますので、少し市民の人が使いやすいような改善が必要かと思いますが、一言お願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 日向契約管財課長。

○契約管財課長（日向裕次君） 大型バスとか、そういう部分につきましても、事前に把握していれば、その場所を確保しておくとか、そういった面も含めて考えていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 委員長、ちょっと意見だけ述べさせていただきます。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい。

○委員（赤城正徳君） 私の意見は、この明野庁舎を建てる場所は決まったのですが、私の意見としては、これは行政機関が、この場所ではぽつんと1個になってしまう。それで、なぜかといえば、今の明野給食センター南側、あそこに同じくらいの5反歩、5,000平米くらいな面積があいていますから、私はあそこへ建てるべきだと、そういう意見なのですが、なぜかという、あの中学校、あの中央公民館、二、三百メートル周りに学校、教育関係、行政機関からあらゆる機関があるのですよ。そして、この明野庁舎だけがぽつんと海老ヶ島にあそこに建つのですよ。これからの若い人、それから20年、30年先を考えたならば、私はここでないほうが、あの給食センターの南側が、私は最適地ではなかろうかなと思っている一人の意見です。よろしく申し上げます。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員（赤城正徳君） （続）間に合わないのはわかっています。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

これより議案第41号の採決をいたします。

議案第41号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

執行部の方、ご苦労さまでした。

次に、議案第43号「筑西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について」審査をしていただきたいと存じます。

では、総務課から説明を願います。

中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 総務課、中澤です。よろしくお願ひいたします。議案第43号についてご説明申し上げます。

この条例改正は、任期付職員の期末勤勉手当について、他の一般職員と同様に役職加算を支給するための改正でございます。

議案書の中段より少し下、第9条の改正につきましては、高度な専門的知識等を有する特定任期付職員の期末勤勉手当に関する規定に、給与条例第17条第5項の読み替え規定、これは役職加算を支給する規定でございますが、これを加えることで、当該期末手当に100分の20を加算して支給することとするものでございます。任期付職員として採用した医療監が、この職に当たります。

1ページ最後の行から裏面2ページにかけて、第10条の改正につきましては、一定の期間内に終了する業務等に従事する任期付職員の期末勤勉手当に係る規定に、先ほどと同様に給与条例第17条第5項の読み替え規定を加えることで、給料表の3級以上の職員について、期末勤勉手当に市規則で定める役職加算を支給することといたすものでございます。総務課に配属しました調整監が、この職に当たります。

次に、附則でございますが、施行は公布の日からとし、適用は今月の30日に支給される期末勤勉手当から適用できるように、その基準日の6月1日としております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、採決をいたします。

議案第43号「筑西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で総務部の所管について審査を終わりました。ご苦労さまでした。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では、企画部所管の審査に入ります。

議案第45号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち企画部所管の補正予算について説明を願います。

まず、企画課から説明を願います。

関口企画課長。

○企画課長（関口貴一君） 企画課の関口といいます。よろしくお願ひします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第45号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち企画課所管の補正予算

につきまして、事項別明細書にてご説明いたします。

4 ページ、5 ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、歳入でございます。款16県支出金のうち項3委託金、目2総務費委託金、節4統計調査費委託金14万円は、説明欄の4、常住人口調査費委託金2,000円の増額と28経済センサス費委託金13万8,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

補正理由でございますけれども、県委託調査事業の常住人口調査事業及び総務省、経済産業省からの委託調査事業であります経済センサス活動調査に係る市町村委託金がそれぞれ増額されたことに伴うものでございます。

次に、6 ページ、7 ページをお開きいただきたいと思います。2、歳出でございます。款2総務費、項5統計調査費、目2国基幹統計調査費、説明欄の経済センサス費13万8,000円の増額をお願いするものでございます。経済センサス活動調査は、本年6月1日を基準日として実施しておりますが、全産業分野の全ての事業所、企業を対象として経済活動の状況を明らかにする調査でございます。今般、市町村委託金が増額されたことに伴いまして、臨時職員賃金及び事務用消耗品等の増額をお願いするものでございます。

同じく目3県基幹統計調査費、説明欄の常住人口調査費2,000円の増額は、市内に常住する人口、世帯の状況を把握する常住人口調査事業において市町村委託金が増額されたことに伴いまして、事務用消耗品費を増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を願ひます。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 経済センサス費なのですが、市内の事業所の数、実は私の家も該当していたのですが、インターネットでやりましたけれども、この調査に当たっては、何名の調査員で、報酬は1人当たりどのぐらい支払うのか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 関口企画課長。

○企画課長（関口貴一君） まず、事業所の数ですけれども、現在3,887事業所を予定しておりますが、調査の過程で、例えば廃業、あるいは移転、あるいは新規開業ということがございますので、確定ではございませんが、当初3,887を予定してございます。

それと、調査員の数でございますけれども、59名の調査員を予定してございます。報酬でございますけれども、県から示された報酬日額につきましては6,920円を予算措置してございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） それは日額6,920円ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（仁平正巳君） （続）合計で、つまり幾ら、1人当たり支払うのか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 関口企画課長。

○企画課長（関口貴一君） 調査員の報酬は、当初予算額に計上してございますけれども、6,920円掛け

る8.5日分の60人分で一応予算は計上してありますけれども、8.5日分というのは、毎日時間当たり行きますので、大体1人当たり5万8,000円程度予定してございます。

○委員（仁平正巳君） はい、わかりました。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

担当をかわってください。

次に、中核病院建設推進課から説明願います。

増田中核病院建設推進課長。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 中核病院建設推進課長を仰せつかっております増田です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明をさせていただきます。

議案第45号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち中核病院建設推進課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。2、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、説明欄、新中核病院整備事業について、1報酬、9旅費、13委託料、27公課費につきまして、合計1,939万4,000円の増額をお願いするものでございます。

まず初めに、1報酬1,000万円の増額でございますが、非常勤職員として勤務をしていただいております、医療監1名分に対します6月から翌年3月までの10カ月間の報酬として計上をさせていただきました。

続きまして、9旅費7万7,000円の増額でございますが、同じく医療監1名分の10カ月間の通勤手当といたしまして、一般職員の通勤手当をもとに算出したものでございます。

続きまして、13委託料の統合支援委託料911万円の増額でございしますが、昨年度に策定をいたしました基本構想、基本計画におきまして、筑西市民病院は診療所化を図りまして、在宅医療支援体制の整備を打ち出しておることから、この在宅医療の推進と診療所化にかかわる業務委託の支援料でございします。業務の内容といたしましては、医療関係者との意見交換会の中で診療所化、在宅医療に向けた整備体制状況の課題整理、それから他の診療所の機能や特徴に関する情報収集、資料作成等、さらには事業計画書の作成を委託するものでございます。

最後でございしますが、27、公課費20万1,000円の増額でございしますが、中核病院建設予定地の事業認定15万8,000円の申請手数料と、さらには病院開設許可4万3,000円の申請手数料を合わせた額となっております。

以上、議案第45号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」の説明でございします。ご審議のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 医療監の通勤手当が計上されておりますけれども、どこに住んでいらっしゃるのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田中核病院建設推進課長。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 医療監につきましては、栃木の下野市に住んでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 本会議でもやったのだけれども、医療監が本来ならば4月から常勤で2人、両方ですよ、梶井先生と水谷先生。何か説明が、梶井先生の自治医大のほうの先生は、あと1年待つてほしいのだとか何とかということで、あと1年、開院まで2年半ありますけれども、あと1年の非常勤と常勤との、そのいわゆる勤務の中身ですか、私は濃淡出てくると思うのですよ、常勤と非常勤という問題では。企画部長はよく大丈夫ですよ、ちゃんと来て会議やったりなんかしていますからということではないと思うのだよ、私は。

では、私は何のために4月から常勤ということをお願いしていて、2人とも了解していて、年度が変わったら、こういう状況なのでしょう。だから、その辺をもっと私たちに説得ある内容で言えないものなのかね、まずそれから。

○委員長（榎戸甲子夫君） 答弁願います。

増田中核病院建設推進課長。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） ただいまの鈴木委員さんのご質問でございますが、医療監につきましては、確かに常勤の医療監、それから非常勤の医療監ということで、2名体制で、今現在進めておるところでございます。常勤医療監につきましては、1週間毎日来ていただいています。それから、非常勤につきましては、部長が議会の中で答弁させていただいたとおり、定期的な日にちを設けまして、その中で勤務をしていただいているところでございます。

それから、業務の内容に差が出ているのではないかとということでございますが、当然週が定められた中で、必要な事項をやっていただくほかに、それから当然向こうの大学の中でも業務はしていただいておりますが、そちらの内容等について、急遽業務等が発生した場合には、今現在はメール等とか、そういったところで伺いを立てて、常時その病院建設に支障がないような状態で進めていただいておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） ご理解、ご理解というのだけれども、わからないのですよ、私らはよく、そのちゃんとね、役割分担をはっきりさせて、その分担というのは、病院長に、理事長の話ですよ、それにいわゆる自分が、その役割につけば、責任の長になれば、そのために一生懸命やるのですよ、やっていないとは言わないけれども、だからそういう。それで、支障がないとか何とかだと言っているのだけれども、今、支障がないから、こういうふうに進んではきているのだと思うのですが、誰だっけ、仁平委員も言っていたんだっけか、いわゆる法人をつくるのには平成30年4月だから、それまでの間は期間があるから、十分あるからどうのこうのというのですが、ではなに、法人をつくる期間は、そんなにかからないにしても、それに至るまでの長、両方の長ですよ、どちらがどうなるか知らないけれども、そういう人たちが、これからそれに向けて、積み上げていくわけだよ、基礎をそれぞれね。間際になってつくるものではないので

しょう、こういうのは。やはり積み上げて、平成30年4月に法人がスタートする、正式にということでしょう。その点が、その間がよくわからないのですよ。それで、ことし1年だけで梶井先生は非常勤で、次年度はもう大丈夫なのかと、そういう見通しはどのようなのですか、あわせて。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長、説明願います。

○企画部長（坂入龍一君） 梶井先生は、ことし65歳なのですけれども、ことし1年は自治医大のほうの再任用という形をとっているのですけれども、それも来年の3月で、その再任用が終わる見込みでございますので、65歳という年齢もでございますので、そういう見込みです。来年度からは常勤のほうで来ていただけるようなことで、今協議を進めているところでございます。いろいろな準備につきましては、何回かご説明をさせていただきましたように、課長のほうからも話がありましたように日々それぞれこちらへ来てもらったり、向こうへ行ったりして、常にいろいろ協議しながら進めていますので、当然支障のないように今進めているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今度は、筑西市民病院の在宅医療で、統合どうのこうのと、支援問題で。これは今言ったように、いわゆるいろいろ作成するのだと、体制をとるための。これはどこか業者に頼むのですか、作成というのは。これは業者に頼まなくてはできないのですか。この前、私の議案質疑で筑西市民病院の部長が言っていましたけれども、いろいろ。ああいう人らでは、そういう統合支援ということで、在宅医療のいろいろな細かな、これからのいわゆる新中核病院がスタートしたとき、一緒に診療所として、そういう体制をスタートさせたいという話はわかりますけれども、そういうのは、これは900万円も出してつくらなければいけないのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 答弁願います。

増田中核病院建設推進課長。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 911万円、委託料を今回増額として計上させていただきました。それにつきましては、今のところ、委託をする予定で考えてございます。当然その委託をする際に筑西市民病院の診療所化ですので、当然職員の中でも筑西市民病院との協議の中で、できるものはしていく、さらには当然委託の診療所化ですので、他の調査とか、そういったところについては、当然委託の中で事業所に調査をしていただき、しっかりとした報告書をつくっていただいて、最終的には診療所化に向けた事業計画を作成していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） だから、もう委託してあるわけだよ、追加だからね。そうすると、その委託に当たっての、当局がですよ、どういう観点で、こういうふうな委託をしたいというのは、それは基本的なものは示すのでしょうか、こっちで、委託する人が。だから、ただ単に在宅医療だ、在宅医療だといっているだけで、基本的な考え方がある程度書類として委託業者に提出して、それに基づいて委託業者が、それを作業するのか、それとも中間で、お互いに突き合わせて、この点はまずいとか、いいとかというのを、これはどういう団体に委託したのですか、こういうプロなのでしょうけれども、それはもちろんね。

○委員長（榎戸甲子夫君） 答弁願います。

増田中核病院建設推進課長。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 今回911万円ということで、予算計上させていただきましたが、まだ現在こちらの予算につきましては、承認をいただいておりますので、どこに発注するかというのは、まだ決まっております。ただ、その分担でございますが、先ほど述べさせていただきましたように、病院の中で策定する診療所化については、当然担当であります中核病院建設推進課、さらには筑西市民病院の担当者等と当然協議をして進めていきたいと思っておりますので、全くその病院の、それを委託業者のほうだけに策定するものではなくて、そういった最初の出だしのところは、きちんと精査をいたしまして、間違いなく診療所化の体制がつくれるような構築はしていきたいと考えておりますので、以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） よくわからなかったけれども、総額幾らなのですか、これは。追加だと、911万6,000円は。総額委託料というのは、当初予算で最初とって、それでこれは足りなくなったので、911万6,000円を補正でとったという意味なのですか、そこらのところがよくわからないのですよ。

○委員長（榎戸甲子夫君） 答弁願います。

増田中核病院建設推進課長。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） こちらの911万円につきましては、当初予算とは別な予算でございます。当初予算につきましては、統合支援の中で、こちらの業務、医療化に向けたというところは入ってございませんでした。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） だから、説明がよくわからない。当初のやつは、では何なのですか。そして、この補正のほうは、いわゆる内容が違ってくるという意味なのですか。質問者にはわからないのですよ、説明が雑駁で。

○委員長（榎戸甲子夫君） 答弁願います。

増田中核病院建設推進課長。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 大変失礼しました。今回の医療業務の診療所化につきましては、全く違う予算でございます。当初の予算につきましては、業務統合、人事統合といった、中核病院に絡みます業務委託を計上したものでございます。今回補正をお願いいたします911万円につきましては、あくまでも筑西市民病院の診療所化等に関する予算として計上させていただいたところでございます。大変失礼いたしました。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） では、もう1回。では、当初予算のほうの新中核病院のあれでも、委託して、これはもう最初のスタートから、当初でとらないで、これはこっちは筑西市民病院の関係は補正でやろうという話になっていたのですか。それとも新しく課題が、やっていて課題が出てきたので、こっから補正を組んでやらなくてはという話になったのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 板谷企画部次長。

○企画部次長（板谷 徹君） 板谷でございます。よろしくお願いします。

この在宅医療とそれから診療所化の件でございますけれども、今現在平成25年度から一般会計のほうでは地域医療連携推進事業をやっています、在宅医療については、どうしようというのを話し合っていていただいております。今回中核病院ができて、筑西市民病院を診療所化して在宅の体制を整えようといったときに、それでは診療所化する筑西市民病院は、どのような機能を持つかというところがあるかと思えます。ですから、今やっていますと、今回診療所化するものが連携していかなくてはいけないというところに来ていますので、今までは診療所化のワーキンググループで話し合っていたとしても、今度は外と連携して行って、何が足りないのかというのを、そこに機能をつけなくてはならないという作業が生まれます。それによりまして、内部だけではなくて、外部のほうからの意見をもらって集約すると、それから3年前のデータはございますけれども、その後の変化もございまして、それとあわせて、この診療所化を筑西市、それからこの地域の在宅医療に役立つような診療所化の体制を整えるというものが、今回の委託の中身でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 今の鈴木委員の後、続き的なものなのですけれども、結局診療所、この委託料の部分なのですけれども、地域の情報とか、そういう現状を把握するためにということで、この間、筑西市民病院の部長のほうにご答弁していたと思うのですが、結局この委託というのは、その調査する部分というのは期限というのがあるのですか。いつまでに調べてもらいたいという、その期限というのがあるのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田中核病院建設推進課長。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 今回の911万円の委託の期限でございますが、期限というのは、当然設定をしてございます。その期限を設定した中で、きちんとした調査、それから事業計画書等について報告をしていただきたいと思いますと考えてございます。

（「いつまでというのは」と呼ぶ者あり）

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） （続）済みません。大変失礼しました。約6カ月ほど予定してございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） それでは、質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

では次に、財政課から説明を願います。

海老澤財政課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 財政課、海老澤でございます。着座にて説明させていただきます。

同じく議案第45号でございます。財政課所管の補正予算についてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、歳入でございます。款19繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金につきまして、今回の補正予算に伴う財源調整のため、財政調整基金9,158万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、財政調整基金の平成28年度末見込みの現在高でございますが、40億9,000万円ほどとなる見込みでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 平成28年度末40億円だと、これからこうやって基金繰り入れ、今度9,100万円入るけれども、1年間通して40億円にしていくというのですけれども、どうなのですか、計画は。

○委員長（榎戸甲子夫君） 海老澤財政課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 計画といいますか、今回の議決をいただいて、9,100万円の繰り入れをすることによって財調の現在高が40億9,000万円、41億円程度になると、今現在の補正予算を議決いただきますと、41億円になると。あと、今後の財政運営でございますが、繰越金、今回6月の議会ということで、繰り越しの財源とできるものが、繰越金がまだ固まっていないと。4月、5月まで出納整理期間がありますので、5月いっぱいまでは歳入歳出の調整で、結果的に後々決算書ができるわけでございますけれども、そういうことで繰越金が確定していないので、財源としては、今持っている、目に見える基金という形での財源を補正の財源としていただく。あと、そのほか交付税等ございますが、交付税についても、まだ平成28年度の算定はされていないので、額が見えないということで、一番わかりやすいというか、一番決まっているものとするれば財調しかないということでの基金の繰り入れは、今回の補正の財源は繰入金とさせているということでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 何かといえば、市民のいろいろな要求があっても、金がないだの、財政が大変だとよく言うのですけれども、実際に年度当初始まって、まだ何カ月もたたないのに、もう9,000万円も財調に入れてしまうのだよね。お金はいっぱいあるでしょうよ、これは。そうすると、これを入れて41億円というのでしょうか、今現在。あと、平成28年度末までには何を考えているのですか。これは9,000万円も金があるのだもの、いろいろやってももらえないのでしょうか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長。

○企画部長（坂入龍一君） 今回の補正、通常6月の補正の場合は、先ほど課長が言いましたように前年度の繰越金が固まっていませんので、財調のほうから繰り入れをさせてもらっています。9月以降の補正につきましては、当然前年度の繰越金を財源として補正をしていくということで、毎年度、例えば道路ですとか、議員が市民からの要望もいろいろあるというふうなことをおっしゃられましたけれども、そういったものについても補正予算のほうで対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今回は、そういうことで財調に入れてしまうのだと、平成27年度末で財調は幾らでしたのだけ、あれは。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長。

○企画部長（坂入龍一君） 平成27年度末ですと、平成27年度に積み立てしていますので、62億7,000万円ほどございました。それを平成28年度の当初予算で20億円ほど繰り入れをして予算編成していますので、今のところの見込みですけれども、平成28年度の末としては42億円というような見込みでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） もう1回。そうすると、平成27年度末と平成28年度の末では予定というか、大分差が出ていますけれども、平成28年度はちょっと少なくなるわけだね。それはいろいろな計画があるのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長。

○企画部長（坂入龍一君） 先ほど答弁させていただきましたように、今年度の当初予算で財源不足というふうなことから、財政調整基金のほうから20億円繰り入れて予算を編成していますので、平成27年度末が62億円だったのが、平成28年度末の見込みとしては20億円、当初予算で繰り入れていますので、42億円と、そういうふうなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

以上で議案第45号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち所管の補正予算について各部の説明、質疑が終了いたしました。

これより議案第45号の採決をいたします。

議案第45号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で企画部の所管について審査を終了いたします。

執行部は退席を願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時48分